

忘れず早めに税の申告を

申告期限間近は、窓口が大変混雑します。早めの申告をお願いします。

問合せ 税務課 ☎内線2318

住民税の申告

受付期間 2月16日(木)～3月15日(木)

申告が必要な方

平成29年1月1日現在区内に住所のある方は、原則として住民税の申告が必要です。平成28年中に収入がなかった方も、税証明書の発行、国民健康保険・介護保険の保険料額の算定、児童手当の支給決定等に必要のため、生活状況等を申告してください。

申告の必要がない方

- ▶ 税務署に所得税の確定申告(2面参照)をする方
 - ▶ 給与収入のみの方で、勤務先から区に給与支払報告書が提出されている方
 - ▶ 公的年金収入のみの方
- ※医療費控除等を受ける場合は、確定申告(源泉徴収所得税がある方)または住民税の申告が必要です

申告会場	日時
区役所2階税務課	2月16日(木)～3月15日(木) 午前8時30分～午後5時15分 ※(土)・(日)を除く。ただし、2月26日(日)・3月12日(日)は午前9時～正午まで受け付けを行います ※(木)は午後7時まで(申告期間中のみ)
南千住駅前ふれあい館	2月21日(火)・22日(水)
日暮里区民事務所2階	2月23日(木)・24日(金) ▶午前9時～正午
尾久区民事務所3階	2月28日(火)・3月1日(水) ▶午後1時～4時
町屋区民事務所2階	3月2日(木)・3日(金)

※郵送でも申告できます。必要事項・電話番号の記載漏れ、控除証明書の添付漏れがないよう、ご注意ください

申告に必要なもの

- ▶ 申告書 ※区役所2階税務課、各区民事務所でも配布します
- ▶ 番号確認書類…マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード
- ▶ 身元確認書類…マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート等(顔写真付きの書類をお持ちでない場合は、健康保険証や年金手帳等が2点必要)
- ▶ 収入を証明するもの…平成28年中の給与所得に関する源泉徴収票、支払者の証明書等
- ▶ 各種控除を証明するもの…平成28年中に納付した医療費・健康保険料・介護保険料の領収書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料等の控除証明書、障害者手帳、愛の手帳、学生証等
- ▶ 印鑑…親族等の方が代理で申告する場合は、代理人の印鑑

申告に関する注意点

- ▶ 16歳未満の扶養親族は扶養控除の対象となりませんが、非課税の判定等に必要ですので、省略せず記入してください
- ▶ 寡婦、寡夫、障害者控除の申告漏れにご注意ください

平成29年度から適用される主な税制改正

- ▶ 給与所得控除の上限が適用される給与収入を1500万円(控除額245万円)から1200万円(控除額230万円)に引き下げます
- ▶ 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合、申告等に親族関係書類・送金関係書類の添付または提示が必要になります
- ▶ 公社債等の課税方式を株式等の課税方式と同一化します。また、公社債等の利子・譲渡損益・上場株式等に係る所得等の損益通算・繰越控除が可能になります

所得税等の確定申告については、2面でお知らせしています

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料は所得控除の対象です

平成28年1月～12月に納付した保険料は、社会保険料控除として全額が所得控除の対象となります。生計を共にする配偶者や親族の保険料を負担した場合も、合算して控除できます(特別徴収分を除く)。確定申告や住民税の申告の際は、「社会保険料控除」欄に記入してください。国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、納付方法により取り扱いが異なります。

- ▶ 口座振替や納付書等により保険料を納付した場合
納付した方(生計を共にする方)の社会保険料控除の対象となります
- ▶ 公的年金等からの特別徴収により保険料を支払った場合
年金受給者の保険料控除の対象となり、それ以外の方が社会保険料控除とすることはできません

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額の確認方法

- ▶ 納付書をご利用の方…領収証書
- ▶ 口座振替の方…平成28年12月下旬に送付した口座振替済みのお知らせ
- ▶ 特別徴収の方…日本年金機構から送付された源泉徴収票

国民年金保険料の納付額の確認方法

日本年金機構から送付された社会保険料(国民年金保険料)控除証明書で確認できます。

※申告時に上記証明書の添付が必要です
※家族の方が国民年金保険料を納付した場合は、納付した方が社会保険料控除として申告できます

問合せ

- ▶ 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料 …… 国保年金課 ☎内線2386
- ▶ 介護保険料 …… 介護保険課 ☎内線2441
- ▶ 国民年金保険料 …… 荒川年金事務所 ☎(3800)9151

▶ 地方自治と税



荒川区長・特別区長会会長
にししかわ たいいちろう
西川 太一郎

日本国憲法第92条に規定されている「地方自治」は、地域のことは住民の意思に基づき、地方自治体が自主性・自立性をもって、国の干渉を受けることなく、自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を行っていく意味が込められています。その「地方自治」を実現するための財源となるのが「税」です。

私は、住民に最も身近な自治体として主権者である区民の皆様への思いを常に肌で感じながら、区政の課題の本質を見極め、皆様からお預かりした貴重な税を有効に活用して、子育て・教育、防災・防犯、健康・福祉、文化、環境、産業・雇用等区民の幸福実感向上に寄与する施策を実施して参りました。これらの施策を実施するための予算(平成28年度)は、約969億円です。そのうち約160億円が区税で賄われています。

税は、より良い地域社会を築いていくために、私たち皆が社会の構成員として応分に分かち合う会費です。税のあり方を考えることは、将来の荒川区として日本の姿を考えることに通じます。

私は、区民の皆様と税について一緒に考えることを通じて、区民の皆様の幸せのために、そして真の「地方自治」実現のためにこれらからも区政に全力で取り組んで参ります。皆様のご支援・ご協力をよろしくお願いたします。